

津市老人日常生活用具給付等事業実施要綱

平成18年1月1日訓第120号

改正 平成26年10月31日訓第113号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ねたきり老人等の日常生活の便宜を図るため、当該ねたきり老人等に対し日常生活用具（以下「用具」という。）の給付又は貸与（以下「給付等」という。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(用具の給付等)

第2条 津市社会福祉事務所長（以下「社会福祉事務所長」という。）は、本市の区域内に住所を有し、かつ、居宅において生活を営む別表第1に掲げる対象者（以下「対象者」という。）に対し、用具の給付等を行うものとする。

(給付等の種類等)

第3条 給付等の対象となる用具の種類及び性能については、別表第1のとおりとする。

(用具の給付等の決定等)

第4条 対象者は、用具の給付等を受けようとするときは、老人日常生活用具給付等申請書（第1号様式）を社会福祉事務所長に提出しなければならない。対象者の属する世帯の生計を主として維持している者（以下「生計中心者」という。）が当該対象者に代わってその申請を行う場合も、同様とする。

2 社会福祉事務所長は、前項の規定による提出があった場合は、その適否について審査し、適当と認めるときは、用具の給付等について決定し、その旨を老人日常生活用具給付等決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するとともに、用具の給付等の実施に係る手続を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 対象者又はその生計中心者は、用具の給付等を受けたときは、別表第2の中欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担額を負担しなければならない。

(貸与期間)

第6条 用具を貸与する場合における貸与期間は、当該用具を貸与した日からその日の属する年度の末日までとする。

(給付等台帳)

第7条 社会福祉事務所長は、用具の給付等の状況を明確にするため、老人日常生活用具給付等台帳（第3号様式）を整備するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社会福祉事務所長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓の施行前に合併前の津市老人日常生活用具給付等事業実施要綱（平成12年津市訓第11号）、老人日常生活用具給付等事業実施要綱（平成12年美里村告示第48号）、香良洲町在宅老人日常生活用具給付等事業実施要綱（平成4年2月26日制定）又は美杉村在宅老人日常生活用具給付等事業に関する規則（平成8年美杉村規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの訓の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成26年10月31日訓第113号）

この訓は、平成26年11月1日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

区分	用具の種類	対象者	用具の性能
給付	火災警報器	おおむね65歳以上の低所得のねたきり老人、ひとり暮らし老人等	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。
	自動消火器	同上	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し、初期火災を消火し得るものであること。
	電磁調理器	おおむね65歳以上の老人のみにより構成された世帯であって、加齢による心身機能の低下に伴い出火のおそれがある世帯の世帯主	老人が容易に使用し得るものであること。
貸与	老人用電話	おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らし老人等	加入電話であること。

別表第2（第5条関係）

	区 分	負担額（単位：円）
A	生計中心者の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0
B	生計中心者の前年（1月から5月までの間にあっては、前々年とする。以下同じ。）の所得税が非課税である世帯	0
C	生計中心者の前年の所得税額が10,000円以下の世帯	16,300
D	生計中心者の前年の所得税額が10,000円を超え30,000円以下の世帯	28,400
E	生計中心者の前年の所得税額が30,000円を超え80,000円以下の世帯	42,800
F	生計中心者の前年の所得税額が80,000円を超え140,000円以下の世帯	52,400
G	生計中心者の前年の所得税額が140,000円を超える世帯	給付等に要する費用の全額

備考 上記負担額については、用具の貸与を行う場合にあつては、その年額であつて、対象者又はその生計中心者は、当該貸与を受けるときは、月額として上記負担額を12で除して得た額（当該貸与の期間の始期又は終期が月の途中にかかる場合において、当該始期がその月の16日以降の日であるとき、又は当該終期がその月の15日以前の日であるときは、当該額の2分の1の額）を負担すること。

第1号様式（第4条関係）

老人日常生活用具給付等申請書

年 月 日

（宛先）津市社会福祉事務所長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名



電 話

次のとおり日常生活用具の ^{給付}貸与 を受けたいので申請します。

住 所			
ふ り が な 氏 名	-----		
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男・女
給付 貸与を希望する用具			
希 望 貸 与 期 間	年 月 日		
備 考			

（注） 希望貸与期間の欄は、用具の貸与を希望する場合に記入してください。

第2号様式（第4条関係）

老人日常生活用具給付等決定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市社会福祉事務所長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった用具の給付等について、次のとおり決定したので通知します。

対 象 者	住 所			
	ふ り が な 氏 名	-----		
	生 年 月 日	年 月 日	性 別	男・女
給 付 貸 与 を 決 定 し た 用 具				
貸 与 期 間				
負 担 額		円		
負 担 額 の 支 払 時 期 及 び 支 払 先				
備 考				

